



## 今回のテーマ

## 申告書に誤りがあった場合

\*\*\*\*\*

申告書の提出期限後に翌期の売上が誤って計上されていることが判明した場合や、当然損金になるべきものが損金に算入されていなかった等の誤り（単純なものに限る）が判明し、税金を多く納めすぎている気づいた場合は、どのような手続きが必要となるでしょうか。

納付すべき税金が多すぎる場合や還付税金が少なすぎる場合には、更正の請求により収めすぎの税金などについて還付を請求することができます。逆に申告書に計算間違いなどの誤りがあった場合で、納付すべき税金が少なすぎる場合や還付税金が多すぎる場合は更正処分の対象となりますが、更正を受けるまでは修正申告によって誤りを訂正することができます。

更正の請求は次の場合に行うことができます。

### 1. 法定申告期限から1年以内の限り税務署長に対して、その申告にかかる課税標準等又は税額等につき更正の請求がおこなえる場合

(通則法 23 条第 1 項)

- (1) 申告書に記載した課税標準や税額等の計算が法律の規定に従っていなかった場合やその計算に誤りがあった場合で、納付した税額が過大となったとき
- (2) (1)の場合で、申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は純損失等の金額の記載がなかったとき
- (3) (1)の場合で、申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又はその申告書に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき

### 2. 法定申告期限から1年を経過した後に次の事実が生じた場合にはその日の翌日から2ヶ月以内であれば更正の請求がおこなえる場合

(通則法 23 条 2 項)

- (1) 税額等の計算の基準となった事実の争いがあり、その争いの判決により、申告時の事実と異なることが確定した場合
- (2) 申告時には自己のものとして申告していた所得などについて、他の者のものとし更正や決定があった場合
- (3) 法定申告期限後に生じた一定のやむを得ない理由がある場合

### 3. 各税法の特則による場合（法法 80 条の 2、82 条、82 条の 16、所法 153 条、相法 32 条、消法 56 条）

前事業年度分等の修正申告書の提出又は更正等に伴い、その後の事業年度分の税額が過大となり、又は欠損金額、還付金の額が過少となる場合

それでは、更正の請求書の提出期限を過ぎた場合は、還付等は一切請求できないことになるのでしょうか。その場合は、所轄の税務署長に減額更正の嘆願（お願い）をおこなうことによって職権更正をしてもらえる可能性があります。減額更正が可能な期間は原則として法定申告期限から5年間ですが、法人の場合で純損失等の金額もしくは還付金の金額を増額させる更正については、法定申告期限から7年間とされています(国通 70 条 2 項)

仮装経理の場合（法法 70 条）には、納付すべき税額を減少させる更正に該当するため、減額更正の期間は7年ではなく、5年が適用されます。

更正の請求と減額更正の嘆願は、前者が納税者に認められた固有の権利であるのに対し、後者は納税者の権利ではなく、税務署長の裁量を求めるお願いである点が大きく異なります。

\*\*\*\*\*